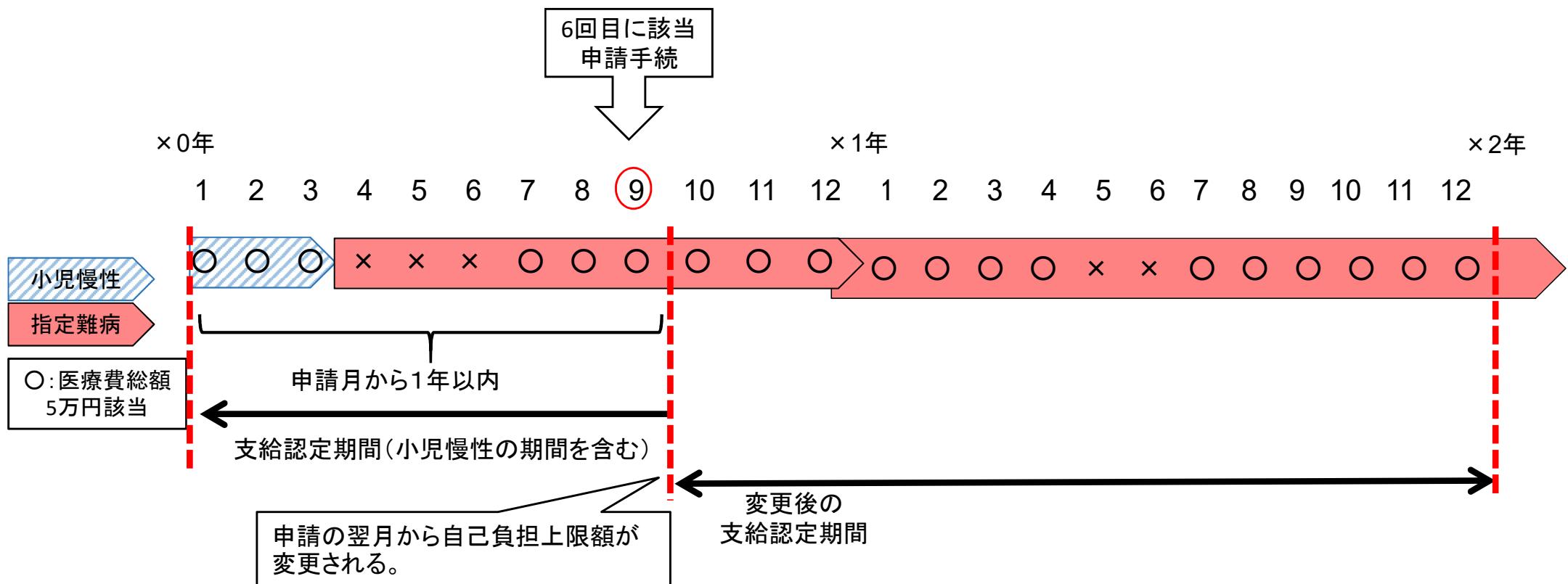


# 高額かつ長期について

受給者のうち所得の階層区分について一般所得Ⅰ以上の者が、支給認定を受けた指定難病又は小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額について5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、月額の医療費の自己負担を軽減する。

## 《確認方法》

- ・受給者証の自己負担上限額管理票の医療費総額（10割）欄を確認する。
- ・自己負担上限額を超えても医療費5万円まで指定医療機関は自己負担上限額管理票に記載する。
- ・自己負担上限額管理票の記載が不十分な場合には、併せて医療費申告書及び指定医療機関が発行する領収書等を用いることができる。



※ 高額かつ長期は、通常の医療費助成を受けてもなお医療費の負担が重い患者に対して行うものであるため、指定難病又は小児慢性特定疾病の支給認定を受けた月以降の医療費総額が対象となる。